

# 一関地区広域行政組合火葬場設置条例施行規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第14号

改正 平成22年9月27日 規則第8号

平成25年3月29日 規則第2号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合火葬場設置条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第30号。以下「条例」という。）第17条の規定により一関地区広域行政組合火葬場（以下「火葬場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、斎苑利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者のうち火葬を行おうとする者は、斎苑利用許可申請書に、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定により交付を受けた埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証（以下「埋火葬等許可証」という。）を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の許可をしたときは、斎苑利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(許可証の提出等)

第4条 指定管理者は、火葬を行ったときは、埋火葬等許可証に火葬の日時を記入し、押印して第2条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に返却するものとする。

(焼骨の引渡し等)

第5条 利用者は、火葬が終わったときはすみやかに焼骨を引き取らなければならない。ただし、指定管理者が管理上必要があると認めるときは、日時を指定し、引取りさせることができる。

2 指定管理者は、前項の焼骨の引取りがないため、業務に支障を及ぼすと認めるときは、必要な措置を講ずることができる。

(火葬証明書の交付)

第6条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条第1項の

規定による火葬の証明の請求をしようとする者は、火葬証明申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により火葬証明申請書の提出があった場合は、焼骨の火葬の事実を確認し、当該申請書に火葬年月日等を記入し、押印して当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（領収書）

第7条 指定管理者は、条例第12条に規定する利用料金を領収したときは、領収書を利用者に交付する。

（利用料金の免除）

第8条 条例第13条の規定により、利用料金（待合室の利用料金を除く。）の減額又は免除を受けることができる利用者及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 関係市町 免除

(2) 天災、火災等の災害を受けた者 免除

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により、現に保護の決定を受けている者 免除

(4) その他指定管理者が管理者と協議のうえ特別の理由があると認める者 免除又は管理者と協議のうえ指定管理者が定める率の減額

- 2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、斎苑利用許可申請書（様式第1号）にその理由を記載しなければならない。

（管理者による管理）

第9条 条例第3条ただし書の規定により管理者が火葬場の管理を行う場合においては、第2条から第7条までの規定中「指定管理者」とあるのは「管理者」と、第7条及び前条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条第1項第4号中「指定管理者が管理者と協議のうえ」とあるのは「管理者が」と、「管理者と協議のうえ指定管理者が」とあるのは「管理者が」と、次条中「管理者と指定管理者が協議して」とあるのは「管理者が別に」と読み替えるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者と指定管理者が協議して定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の東磐環境組合斎苑設置条例施行規則（平成3年東磐環境組合規則第2号）又は一関地方衛生組合火葬場条例施行規則（平成7年一関地方衛生組合規則第2号）（以下「解散前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年9月27日規則第8号）

（施行期日）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所  
氏名

斎苑利用許可申請書

利用する施設名	1 火葬炉    2 小動物炉    3 待合室    4 霊安室				
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
※利用料金					
利用料金積算の基礎	単位	※単価	※利用料金	備考	
管内	火葬炉	12歳以上	体		
		12歳未満	体		
		死胎	体		
		胎盤	個		
	管外	身体の一部	件		
		改葬時の遺骨	体		
	小動物炉	小動物	頭		犬、猫等
	待合室	室			(2室目から有料)
	霊安室	日			
死体(胎)埋火葬許可証 又は 改葬許可証	年 月 日 市・町・村 死体(胎)埋火葬許可証 第 号 改葬許可証 第 号				
利用料金減免理由	1. 条例施行規則第8条第1号該当 2. 条例施行規則第8条第2号該当 3. 条例施行規則第8条第3号該当 4. 条例施行規則第8条第4号該当				

- 注 1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条第3項の規定に該当する場合以外は、死亡又は死産後24時間を経過しなければ火葬することができません。ただし、妊娠7箇月に満たない死胎を火葬する場合は、この限りではありません。
2. 死体(胎)埋火葬許可証又は改葬許可証を添付してください。
3. 身体の一部を焼却する場合は、医師の証明書を添付してください。
4. 利用料金の減免を受けようとする場合は、その事実を証明する書類を添付してください。
5. ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者



斎苑利用許可書

利用する施設名		1 火葬炉		2 小動物炉		3 待合室		4 霊安室		
利用日時		年 月 日 時 分から				年 月 日 時 分まで				
※利用料金										
利用料金積算の基礎		単位	※単価	※利用料金	備考					
管内	火葬炉	12歳以上	体							
		12歳未満	体							
		死胎	体							
		胎盤	個							
	管外	火葬炉	身体の一部	件						
			改葬時の遺骨	体						
	小動物炉	小動物	頭			犬、猫等				
	待合室		室	室		(2室目から有料)				
	霊安室		日	日						
死体(胎)埋火葬許可証 又は 改葬許可証		年 月 日 市・町・村 死体(胎)埋火葬許可証 第 号 改葬許可証 第 号								
利用料金減免理由		1. 条例施行規則第8条第1号該当 2. 条例施行規則第8条第2号該当 3. 条例施行規則第8条第3号該当 4. 条例施行規則第8条第4号該当								

(裏)

斎苑利用許可の条件

- 1 利用施設内の火気の取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- 2 利用を終わったときは、施設の指示するところに従って、速やかに後片づけその他の整理整頓をすること。
- 3 めいてい者、火気、凶器等の危険物を携帯する者で斎苑内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入苑させないこと。
- 4 その他斎苑の維持管理のため、施設の指示に従うこと。
- 5 利用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに職員に届け出てその指示するところにより、原状に回復し、又は損傷を賠償しなければならないこと。

様式第3号（第6条関係）

火 葬 証 明 申 請 書

指定管理者 様

申請日 年 月 日

申請者	住所			
	氏名	⑩		
	電話番号		死亡者との続柄	
死亡者	本籍			
	住所			
	氏名		性別	男・女
	死亡年月日	年 月 日		
	火葬場所	イ. 釣山斎苑    ロ. 千厩斎苑		
	火葬年月日	年 月 日		
埋蔵又は 収蔵の場所				
上記のとおり申請します。				
第 号 上記のとおり火葬されたことを証明します。  年 月 日  指定管理者 ⑩				